

領収書など

資料の整理は進んでいますか

（農業所得を収支計算で申告される方へ）

「農業所得を収支計算で申告される方へ」
行うこととされています。つまり「収入金額」から「農業経営のための経費」を差し引いて「所得」を計算します。そのため昭和六十年一月一日から十二月三十一日までの一切の収入の明細と、支出が明らか



フジテレビ 前 11:15~11:30

みんなで見ましよう!

- 1/4 税金世相談話
 - 「税にまつわるこぼれ話」
- 1/4 財産を相続したら
 - 「相続税の計算の仕組み、配偶者の税額軽減」
- 1/4 財産をもらったら
 - 「贈与税の配偶者控除、住宅取得資金の贈与」
- 1/4 医療費控除を受けるには
 - 「医療費の範囲、申告の仕方」
- 1/4 土地や建物を売ったとき
 - 「譲渡所得の計算の仕組み、居住用財産の譲渡（買換）の特例」

になる帳簿や領収書が必要です。これらの資料の整理が済んでいないと、申告の際に数時間かかることになり、申告においてになった他の人の迷惑になりますので、早めに資料の整理をして申告にそなえてください。

銚子税務署
光町税務課

保健婦メモ

〈健康〉

一月にあたり、自分の健康を家族の健康をみなおしてはいかがでしょう。文明の進歩は、私たちに「生活の便利さの拡大」や「時間の大幅な短縮」など、はかり知れないほどの恩恵をもたらしてくれた反面、私たちの健康という観点からみると、さまざまな阻害要因をもたらしたという事も無視できません。

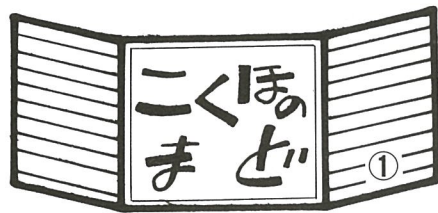
かつて、私たちの祖先は、日の出とともにとび起きて、山野をかけ回り、獲物を追い、川や海辺では魚や貝をとり、日が沈めば眠りにつく、というように、大自然の中でこのびのびとした毎日をおくっていたにちがひありません。猛獣にあつたり、疫病の心配はあつたとしても、思い

つきり体を動かすというきわめて健康的な日々であつたはずですが、

ところが、現代を生きる私たちはといえば、自然の破壊で緑を失い、ストレスにあえぎ、体を動かすこともめつきり少なくなり、つい過食に走ってふとりすぎた体をもてあましているのが、現実の姿のようです。どうやら、わたしたちは、文明から受けたさまざまな恩恵と引きかえに、「健康」というかけがえのないものを失いつつあるようです。

しかし、今さら太古の昔にかえることは絵空ごとと同じで、わたしたちはこうした現実から逃れることはできません。したがって、このような現代を生きぬくために、今もつとも強く求められていることは、明日をよりよく生きる礎としての健康をつくるために、今日何をなすべきかを、考えてみることでないでしょうか。

から



国民健康保険に入っているとこんな給付が受けられます。

▼医療費の七割（八割）を負担
病気やケガをして病院や医院で必要な治療を受けたとき、医療費の七割を国民健康保険が負担します。

退職被保険者は、入院通院ともに八割、被扶養者の入院は八

割、通院は七割を負担します。

▼高額療養費の支給
一ヶ月間に自己負担分が一定額を超えた分については、高額療養費として支給されます。

▼助産費の支給
加入者が出産したとき助産費が支給されます。

▼葬祭費の支給
加入者が死亡したとき、葬儀を行う者に葬祭費が支給されます。

▼その他
医師が必要と認めた入院患者の付き添い看護料、コルセットやギブスなどの補装具代も申請をすると支給されます。

★詳しくは保健衛生課国保係へ
☎ (4) 1158
543-05